

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q1. この登録制度の特徴は何ですか？

A1. 本市の登録制度は、SDGsの推進を図るだけではなく、SDGsと世界農業遺産「大崎耕土」を連動させた取組を推進するために、世界農業遺産「大崎耕土」の保全と活用に向けて取組んでいる団体等を登録するものです。

Q2. 登録されることのメリットは何ですか？

A2. 登録されることにより例えば下記のようなメリットが期待されます。

- 市のパートナーマークが使用できます。(名刺や会社案内等でPRできます。)
- 取組内容が市ウェブサイト等により公表されることでPRにつながるほか、社会的責任を果たすことによる顧客等からの評価につながる可能性があります。
- 市や他のパートナー等との連携促進が期待できます。(市やパートナー同士による情報交換会等の実施を予定しています。)

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q3. 対象者は？

A3. 「大崎耕土GIAHSを核とした持続可能な地域社会づくり」について理解・共感し、その実現に向けて取り組む、個人や企業・団体等となります。

Q4. 個人や法人格のない団体等でも申請できますか？

A4. 登録要件を満たしていれば、市内外を問わず申請できます。また、同じ組織であっても、各事業所等での取組の「見える化」や、登録後に市などから発信する情報や連絡を確実に受け取るために、事業所等ごとに申請いただいても構いません。

Q5. 募集期間は？

A5. 第3期は令和7年4月21日(月)から令和7年11月20日(木)までとし、年1回程度の募集を予定しています。

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q6. いつ登録されますか？

A6. 第3期申請分の登録は随時行う予定です。

Q7. 登録の有効期間は？

A7. 登録の日から起算して3年を経過する年度の末日までです。

Q8. 申請方法や申請・登録・更新料等はどうなりますか？

A8. 申請様式を市ウェブサイトからダウンロードの上、電子申請(電子メール等)により、申請書等を市に提出してください。また、申請・登録・更新料はかかりません。

Q9. 申請書等の提出方法は電子申請のみですか？

A9. 原則、電子申請のみとなりますが、どうしても難しい事情がある場合は、担当窓口までご相談願います。

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q10. 登録されるための要件は何ですか？

A10. 以下の全てを満たす必要があります。

- ① 「大崎耕土GIAHSを核とした持続可能な地域社会づくり」について理解・共感し、多様な主体と連携して取組む意思があり、その実現に向けて具体的な取組を実施している
- ② 取組内容がSDGs(17の目標)と明確に関連付けられるとともに、「世界・日本農業遺産保全計画(第2期)」において掲げる8つの取組基準と連動しており、具体的な目標が設定されている
- ③ 法令を遵守しており、過去に重大な法令違反がない
- ④ 代表者、役員その他の構成員が大崎市暴力団排除条例(平成25年大崎市条例第4号)の規定に基づく暴力団員及び関係者等でない

Q11. 申請内容によっては登録にならないことはありますか？

A11. 登録要件を満たしていれば、原則として登録となります。ただし、取組が具体的でない場合などは、申請内容について確認等をさせていただく場合があります。

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q12. 今から取組をしようと思っているのですが、申請できますか？

A12. 既に取組を実施している団体等を対象としていますので、取組を実施してから申請をお願いいたします。また、取組内容に迷う場合には、担当窓口までご相談願います。

Q13. 申請書に記入する内容はどのようなものですか？

A13. 申請者情報(個人、法人、団体等)や申請者が実施するGIAHS及びSDGsに関連した取組、取組の推進や新たな展開に向けて他のパートナー等と共有したい課題やリソース(人材、資金、物、場所、技術・ノウハウ等)等を記入していただきます。

Q14. 申請者の概要・PR欄には何を記入すればよいですか？

A14. 200字以内で、申請者についての紹介となるような事項を記入してください。
また、関連する写真・イラスト等があれば申請書と併せて提出してください。
なお、記入された内容は、市ウェブサイト等で紹介します。

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q15. 確認事項はどれをチェックすればよいですか？

A15. 申請いただくに当たっては、内容を確認いただき、全ての項目(①～⑤)について了解いただいた上で、チェックをしていただく必要があります。

Q16. 「大崎耕土GIAHSを核とした持続可能な地域社会づくり」の実現に向けて取り組んでいるSDGs目標(17のゴール)はどれをチェックすればよいですか？

A16. 別紙1を参照しながら、実施している取組に関する目標を全てチェックしてください。
なお、選択された項目は、市ウェブサイト等で紹介します。

Q17. 具体的な取組内容や指標等は何を記入すればよいですか？

A17. 300字程度で、関連するSDGs目標(17のゴール)と具体的な取組内容について、一般の人にも分かるよう分かりやすく記入してください。また、定めている取組指標や目標等があれば記入してください。加えて、関連する写真・イラスト等があれば申請書と併せて提出してください。なお、選択された項目は、市ウェブサイト等で紹介します。

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q18. 申請書に記載した取組指標を達成できなかった場合、何か不利益はありますか？

A18. 特にありません。

Q19. 世界農業遺産「大崎耕土」の「世界・日本農業遺産保全計画(第2期)」の8つの取組基準と取組内容が連動する項目はどれをチェックすればよいですか？

**A19. 別紙2を参照しながら、実施している取組に関する項目を全てチェックしてください。
なお、選択された項目は、市ウェブサイト等で紹介します。**

Q20. 申請できる取組は、別紙2に記載のあるものだけですか？

A20. 別紙2はあくまで取組例ですので、全てではありません。取組の目的や効果などを踏まえながら、どの取組基準に該当するか幅広く検討してください。

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q21. なぜ、SDGsに関する登録制度なのに、SDGs目標だけでなく、世界農業遺産「大崎耕土」の「世界・日本農業遺産保全計画(第2期)」における取組基準との連動をチェックする必要があるのですか。

A21. 本制度では、単にSDGsの推進だけを図るだけではなく、SDGsと世界農業遺産「大崎耕土」を連動させた取組を推進することにより、本市の宝である世界農業遺産「大崎耕土」の保全と活用を図ることにより、持続可能な地域づくりを目指していくものです。

そのため、パートナーにも、自分たちの取組がSDGs目標だけでなく、世界農業遺産「大崎耕土」の「世界・日本農業遺産保全計画(第2期)」における取組基準とどのように関わっているのか、どのように世界農業遺産「大崎耕土」の保全と活用に貢献しているのかを意識・理解していただく必要があるため、このような申請内容としています。

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q22. 「大崎耕土GIAHSを核とした持続可能な地域社会づくり」の実現に向けて、今後取り組もうとしていることや課題と感じていること、他のパートナー等に求めるリソース(人材、資金、物、場所、技術・ノウハウ等)は何を記入すればよいですか？

A22. これから取り組もうとしていることや、取組を実施する中で課題と感じていること、市や他のパートナー等に協力を求めたいことなどがあれば記入してください。なお、記入された内容を個別に市ウェブサイト等で公表する予定はありません。

Q23. 「大崎耕土GIAHSを核とした持続可能な地域社会づくり」の実現に向けて、他パートナー等に提供可能なリソース(人材、資金、物、場所、技術・ノウハウ等)は何を記入すればよいですか？

A23. 取組の推進に当たり、市や他のパートナー等に提供・協力できるコトやモノ等があれば記入してください。なお、記入された内容を個別に市ウェブサイト等で公表する予定はありません。

<おおさきGIAHS・SDGsパートナー登録制度に関するQ&A> (令和7年4月21日時点)



Q24. 申請に当たり、不明な点があればどうすればよいですか？

A24. 以下までお問い合わせください。

大崎市産業経済部農政企画課 世界農業遺産未来戦略室

TEL:0229-23-2281 FAX:0229-23-7578

メール:osaki-giahs@city.osaki.miyagi.jp